令和6年度の養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況について

このことについて、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」第25条に基づき、下記のとおり公表します。

記

1 本県の養介護施設従事者等(※)による高齢者虐待の状況

○養介護施設従事者等による高齢者虐待が認められた件数:12件

区分		施設①	施設②	施設③	施設④
被虐待者の状況	性別	男性(2人) 女性(6人)	男性(9人) 女性(57人)	女性(1人)	男性 (1人) 女性 (2人)
	年齢階級	65~69歳(2人) 80~84歳(1人) 85~89歳(2人) 90~94歳(3人)	70~74歳(2人) 75~79歳(6人) 80~84歳(11人) 85~89歳(15人) 90~94歳(21人) 95~99歳(10人) 100歳以上(1人)	80~84歳(1人)	70~74歳(1人)90~94歳(1人)特定できず(1人)
	心身の状況	要介護 1 (3 人) 要介護 2 (2 人) 要介護 4 (3 人) 認知症有り 7人	要介護 3 (12 人) 要介護 4 (26 人) 要介護 5 (28 人) 認知症有り	要介護 4 (1 人) 認知症有り	要介護 1 (1 人) 要介護 4 (1 人) 特定できず(1 人) 認知症有り 2 人
		身体的虐待 心理的虐待	介護・世話の放棄・放任	心理的虐待	身体的虐待
施設・事業所の 有料老人ホ 種 別 類 型 ム			介護老人福祉施 設	短期入所生活介護	介護老人保健 施設
虐待を行った 従事者等の職種		看護職員	介護職員	介護職員	特定できず

	区 分	施設⑤	施設⑥	施設⑦	施設⑧
被虐待者の状況	性別	男性(1人) 女性(3人)	(特定できず)	男性(1人)	女性(3人)
	年齢階級	75~79 歳(2 人) 80~84 歳(1 人) 90~94 歳(1 人)		95~99 歳(1 人)	80~84歳(1人) 90~94歳(1人) 95~99歳(1人)
	心身の状況	要介護 4 (1 人) 要介護 5 (3 人) 認知症有り		要介護 4 (1 人)	要介護 3 (2 人) 要介護 5 (1 人) 認知症有り
高齢者虐待の類型		身体的虐待 心理的虐待	身体的虐待 心理的虐待	介護・世話の放棄・放任	介護・世話の放棄・放任
7 7 7 7 7		介護老人福祉施 設	認知症対応型共 同生活介護	介護老人保健施 設	介護老人保健 施設
虐待を行った 従事者等の職種		介護職員	介護職員	介護職員	看護職員 介護職員

	区 分	施設⑨	施設⑩	施設⑪	施設⑫
被虐待者の状況	性別	女性(1人)	女性(1人)	男性(1人) 女性(2人)	女性(1人)
	年齢階級	70~74歳(1人)	90~94歳(1人)	80~84歳(2人)85~89歳(1人)	85~89 歳(1 人)
	心身の状況	要介護 5 (1 人)	要介護 5 (1 人) 認知症有り	要介護 3 (1 人) 要介護 4 (1 人) 要介護 5 (1 人) 認知症有り	要介護 4 (1 人) 認知症有り
高齢者虐待の類型 心理		心理的虐待	身体的虐待	身体的虐待 介護・世話の放棄・放任	身体的虐待 介護・世話の放棄・放任
施設・事業所の 介護老人保健施 種 別 類 型 設		短期入所生活介 護	有料老人ホーム	有料老人ホーム	
虐待を行った 看護職員 従事者等の職種 介護職員		介護職員	介護職員	介護職員	

2 高齢者虐待に対して取った措置

- ・高齢者虐待防止法に基づく事実確認
- ・施設に対する指導又は改善計画の提出
- ・改善状況の確認

(参考)

※「養介護施設従事者等」とは

「養介護施設」(注1) 又は「養介護事業」(注2)の業務に従事する者

- (注1)「養介護施設」とは
 - ・老人福祉法に規定される老人福祉施設、有料老人ホーム
 - ・介護保険法に規定される介護老人福祉施設(地域密着型施設も含む)、介護老人保健施設、介護医療院、地域包括支援センター
- (注2)「養介護事業」とは
 - ・老人福祉法に規定される老人居宅生活支援事業
 - ・介護保険法に規定される居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、居宅介護支援 事業、介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業、介護予防支援事業